

## Q1. 株式交換とはどのようなものですか？

株式交換とは、A社の発行済株式の全部を、B社に取得させ、A社の株主にB社の株式を交付する組織再編行為です。今回のケースでは、A社が群馬銀行、B社が第四北越フィナンシャルグループとなります。

A社の株主が保有するA社の株式1株に対して、B社の株式を何株交付するかを示す比率を「株式交換比率」といい、株式交換の効力発生日である2027年4月1日に群馬銀行普通株式1株に対し群馬新潟フィナンシャルグループ（現：第四北越フィナンシャルグループ）普通株式1.125株が割当て交付される予定です。

なお、群馬銀行と第四北越銀行の合併は予定しておりません。

## Q2. 保有している株式はどうなるのですか？

＜群馬銀行の株式を保有している株主さま＞

株式交換の効力発生日である2027年4月1日（予定）に群馬銀行普通株式1株に対し群馬新潟フィナンシャルグループ（現：第四北越フィナンシャルグループ）普通株式1.125株が割当て交付される予定です。

また、証券コードは「7327」（現：第四北越フィナンシャルグループ）に変更される予定です。

株式の割当て交付に伴う群馬銀行の株主の皆さまのお手続きは不要です。

なお、群馬銀行の普通株式は、上場廃止日（2027年3月30日）（予定）の前日である2027年3月29日（予定）までお取引いただけます。

＜第四北越フィナンシャルグループの株式を保有している株主さま＞

株式交換の効力発生日である2027年4月1日（予定）に商号を群馬新潟フィナンシャルグループに変更する予定ですが、株式交換・商号変更に伴う株主の皆さまのお手続きは不要です。

また、保有いただいている株式数に変更はございません。証券コードも従来と同じ「7327」です。

### Q3. 株式交換によって単元未満株式が生じた場合は、どうしたらよいですか？

株式交換により、1 単元（100 株）未満の群馬新潟フィナンシャルグループ普通株式の割当てを受ける群馬銀行の株主の皆さまにつきましては、会社法の規定に基づき、群馬新潟フィナンシャルグループに対し、株式交換の効力発生日後、保有することとなった群馬新潟フィナンシャルグループの単元未満株式を買い取ることを請求することができます（買取制度）。

また、群馬新潟フィナンシャルグループに対し、保有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することもできます（買増制度）。

### Q4. 株式交換によって 1 株に満たない端数が生じた場合は、どうなりますか？

株式交換により、1 株に満たない群馬新潟フィナンシャルグループ普通株式の割当てを受ける群馬銀行の株主の皆さまにつきましては、会社法の規定に基づき、株式交換の効力発生日後、群馬新潟フィナンシャルグループが 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いする予定です。

### 株式の手続きに関するお問い合わせ先

- ①株主さまのご所有株式数のご確認、住所変更、相続、配当金の振込指定等、各種手続きにつきましては、お取引のある証券会社にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
- ②上記以外の株式に関するお問合せ、未受領の配当金のお受け取り等につきましては、下記株主名簿管理人にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

<群馬銀行の株式を保有している株主さま>

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-782-031

受付時間：9:00～17:00（土日祝日等除く）

<第四北越フィナンシャルグループの株式を保有している株主さま>

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

フリーダイヤル 0120-232-711

受付時間：9:00～17:00（土日祝日等除く）

## Q5. 現在利用している預金や融資は影響を受けますか？

経営統合によって、お客さまの預金や融資が影響を受けることはありません。また、合併とは異なり、群馬銀行、第四北越銀行の銀行名や支店名、口座番号の変更の予定もなく、従来と変わらずにお取引いただけます。

経営統合による効果をサービス向上のための投資に振り向けることで、お客さまのニーズや課題に応じたコンサルティング機能を一層充実させるとともに、サービスの利便性を高めてまいります。